

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年5月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和3年5月25日（宇治市監査委員公表第9号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉こども部 地域福祉課

監査期間 令和3年2月1日～令和3年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	貸付金返還金収入状況について 不納欠損処理の遅れが見受けられた。不納欠損処理について速やかに検討されたい。	不納欠損処理については関係部署との協議を行い、他自治体の状況を参考にしつつ検討をしています。今後、顧問弁護士等相談を行いながら具体的な手法について検討していきます。

監査対象 福祉こども部 生活支援課

監査期間 令和3年2月1日～令和3年3月26日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>生活保護等返還金及び生活保護返納金収入状況について</p> <p>納期限を経過した収入未済のものについて、督促状を発していない事例が見受けられた。適正な事務の執行を求める。</p>	<p>納期限を経過した収入未済の債権について、督促状を発し、事務の適正化を図りました。</p>
2	<p>生活保護費扶助費前渡資金支出状況について</p> <p>精算の遅れが見受けられた。直ちに改善されるよう求める。</p>	<p>以後適正に処理するよう、課内で徹底しました。</p>